

特定建設作業の届出について

1. 建設作業に関する規制

(1) 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則に定めるものを特定建設作業といい、規制の対象としています。

特定建設作業の種類及び規制基準は（表）のとおりです。なお、その作業が、開始した日に終わる作業は除かれます。

(2) 特定建設作業の実施の届出

つぎに掲げる区域内において、特定建設作業を行うものは、届出要領に従い、特定建設作業実施届出書を提出してください。

（届出区域）

①第一種低層住居専用地域 ②第一種中高層住居専用地域

③第一種住居地域 ④第二種住居地域

⑤近隣商業地域 ⑥商業地域

⑦準工業地域

⑧ ①～⑦までの地域以外の区域で、つぎに掲げる施設の周囲80メートル以内の域
イ. 学校 ロ. 保育所 ハ. 病院及び入院施設を有する診療所 ニ. 図書館
ホ. 特別養護老人ホーム ヘ. 幼保連携型認定こども園

（届出要領）

①届出者名 特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする元請け業者

②届出期限 特定建設作業の開始の7日前まで

（ただし、災害等緊急を要する場合はすみやかに）

※届出期限

特定建設作業を開始する中7日前まで。

（注）中7日前とは特定建設作業を開始する日の前日を第1日目としてさかのぼり、8日目に相当する日までですのでご注意ください。

：例えば11日から特定建設作業を開始する場合、3日までに届け出て下さい。

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |

③届出部数 正副2部

④届出事項

イ. 氏名及び住所

ロ. 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

ハ. 特定建設作業の場所及び実施の期間

ニ. 騒音又は振動の防止の方法

ホ. その他規則で定める事項

⑤添付書類

イ. 特定建設作業の工程表（建設工事の工程の概要を示したもの）

ロ. 特定建設作業場所の付近の見取り図

2. 改善勧告及び改善命令

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が（表）に示す規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の生活環境が著しくそこなわれると認められるときは、騒音又は振動の防止方法の改善、または特定建設作業の作業時間の変更を勧告されることがあります。

改善勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ぜられることがあります。

また、届出が遅れた場合は災害等緊急を要する場合を除き、届け出た日の翌日から7日は特定建設作業を行うことは出来ません。

3. 罰 則

改善命令に従わない時、届出を怠った時、状況報告・立入検査を拒んだ時に罰則が適用されます。

4. 近隣対策

建築主や施工業者の方は、建設工事にかかるトラブルを未然に防ぐため、下記事項に十分に留意してください。

- ①工事着工前に現場周辺を十分に調査し、周辺環境に適した工法を選択すること。
- ②近隣に対し、工事の概要、作業工程、作業時間、騒音・振動の防止方法等について事前に説明すること。また、アパート・マンションについては居住者全員に情報が行き届くように配慮すること。
- ③建設作業には、極力低騒音・低振動の機械を使用すること。また、著しい騒音・振動が生じる作業については、その都度事前説明すること。
- ④現場には、責任者の氏名、連絡先を表示し、苦情に迅速に対応すること。
- ⑤解体工事は、特に騒音、振動、粉じんが著しいため、十分な対策を講じること。
- ⑥作業内容によっては、他法令に基づく届出が必要となる場合があります。

例：建設リサイクル法、大気汚染防止法（アスベスト）など

特定建設作業に関する問い合わせ先

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1
鎌ヶ谷市役所 市民生活部 環境課
TEL 047-445-1229

特定建設作業の種類と届出書一覧

| 特定建設作業の種類 | | | 市条例 | 騒音 | 振動 |
|-----------|---|----------------------------|-----|----|----|
| 1 | くい打ち機を使用する作業 | ① 圧入式くい打ち機 | ○振動 | ○ | — |
| | | ② ①以外のくい打ち機（もんけんを除く） | — | ○ | ○ |
| | | ③ 油圧式くい抜き機 | ○振動 | ○ | — |
| | | ④ ③以外のくい抜き機 | — | ○ | ○ |
| | | ⑤ くい打ちくい抜き機（圧入式を除く） | — | ○ | ○ |
| | アースオーガと併用する作業 | ⑥ くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打ち機を除く） | ○騒音 | — | ○ |
| | | ⑦ くい抜き機（油圧式を除く） | — | ○ | ○ |
| | | ⑧ くい打ちくい抜き機（圧入式を除く） | — | ○ | ○ |
| 2 | びょう打ち機を使用する作業 | ○振動 | ○ | — | |
| | インパクトレンチを使用する作業 | ○騒音 振動 | — | — | |
| 3 | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業） | ○振動 | ○ | — | |
| 4 | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） | ○振動 | ○ | — | |
| 5 | コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）または、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） | ○振動 | ○ | — | |
| 6 | 鋼球を利用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | ○騒音 | — | ○ | |
| 7 | 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） | ○騒音 | — | ○ | |
| 8 | ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） | ○騒音 | — | ○ | |
| 9 | バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）、トラクターショベル（原動機の定格出力が70kw以上のものに限る）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業。 <u>※一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを使用する作業の場合には市条例の届出のみ必要です。</u> | ○振動 | ○ | — | |
| | バックホウ（原動機の定格出力が80kw未満）、パワーショベル（トラクターショベルにあつては原動機の定格出力が70kw未満）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw未満）、その他これに類する整地機または掘削機を使用する作業 | ○騒音 振動 | — | — | |
| 10 | 振動ローラーを使用する作業 | ○騒音 振動 | — | — | |

(表) 特定建設作業の種類および規制基準

| 特定建設作業の種類 | 騒音の基準値 (敷地境) dB | 振動の基準値 (敷地境) dB | 作業禁止時間 | 1日における 延作業時間 | 同一場所にお ける作業期間 | 日曜・休日における 作業 |
|---|--------------------|--------------------|--|--------------------------------|--|-----------------|
| 1 くい打ち機(もんけんを除く。)、くい抜き機またはくい 打ちくい抜き機(圧入式くい打ちくい抜き機を除く。)を使用 する作業 | 85 | 75 | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 2 びょう打ち機およびインパ ^レ を使用する作業 | 85 | — | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 3 さく岩機(ブ ^レ カを除く。)を使用する作業(作業地点が 連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業 に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) | 85 | — | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、 その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用 する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) | 85 | 75 | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル 以上のものに限る。)またはアスファルトプラント混練機の混 練容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作 業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う 作業を除く。) | 85 | — | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 6 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する 作業 | 85 | 75 | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 7 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に 移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2 地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) | 85 | 75 | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 8 ブ ^レ カ(手持ち式のものを除く。)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日にお ける当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えな い作業に限る。) | 85 | 75 | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 9 フ ^ロ ト ^サ 、パ ^ワ シヨ ^ハ ル、ハ ^ッ ク ^リ その他これに類す る整地機または掘削機を使用する作業 | 85 | 75 | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 10 振動ロー ^ラ を使用する作業 | 85 | 75 | 19時から7時 | 10時間 | 連続6日 | 禁止 |
| 適用除外 | — | — | イ. 災害非常事態緊急作業 ロ. 生命身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運転確保作 業 ニ. 道路法による占有許可 条件に夜間指定 ホ. 道交法による使用許可 条件に夜間指定 | イ. 災害非常事態緊急作業 ロ. 生命身体危険防止作業 | イ. 災害非常事態緊急作業 ロ. 生命身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運転確保作 業 ニ. 変電所変更工事で従業 者生命安全確保作業 ホ. 道路法による占有許可 条件に休日指定 ヘ. 道交法による使用許可 条件に休日指定 | |

備考 騒音規制法および振動規制法により届出書義務のある建設作業は除く。